

平成28年7月19日開催の部長会議の報告をします。

部長会議報告書

平成28年7月19日(火)

3階第2会議室9:15～

1. 議題・課題等提案

(1) 保健福祉部

I. 特定健康診査・特定保健指導について

1 現状

日本人の生活習慣の変化等により、近年、糖尿病を始めとする生活習慣病の有病者・予備群が増加しており、生活習慣病は死因別死亡割合の約6割を占め、その医療費は一般診療費の約3割にのぼると推計されていることから、生活習慣病対策が必要となっている。

表に示したのは平成27年3月23日に開催された厚生労働省医薬分業指導者協議会の資料である。

特に、生活習慣病の発症・重症化の過程で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が大きく影響しており、この該当者及び予備群の減少を目指すための予防対策を進めていくことが求められている。このような状況に対応するため、平成20年4月から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」において、各医療保険者（本市の場合は桑名市国民健康保険）は、被保険者及び被扶養者に対し、特定健康診査（特定健診）と、その結果に基づく特定保健指導を実施することが義務付けられた。特定健診及び特定保健指導の対象となるのは、本市国民健康保険加入者のうち40歳以上75歳未満の方である。

(1) 特定健診

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、表に示した項目を実施している。

実施に当たっては、県内市町保険者と三重県医師会との集合契約により、桑名医師会会員のうち可能な医療機関において行っている。

(2) 特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行っている。特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

平成26年度までは、中央保健センターによる直営（動機付け支援・積極的支援）と桑名医師会への委託（動機付け支援）により実施していたが、効率的かつきめ細やかな指導を行うため、平成27年度からは、外部事業者への委託（動機付け支援・積極的支援）と医師会への委託（動機付け支援）により実施している。

2 課題

(1) 特定健診

特定健診は、対象者が生活習慣を見つめ直す機会となるため、積極的な受診が望ましいものの、自身の健康状態に対する問題意識の低さなどから、受診率は目標値を下回っている。

また、特定健診の実施期間は、集合契約により7月から11月が実施期間となっているが、例年、受診が終了間際の11月に集中し、インフルエンザ予防接種の繁忙期と重なるため、桑名医師会からは、対象者に対する早期受診の促進を要望されている。

(2) 特定保健指導

特定保健指導は、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自ら導き出すことにより、生活習慣の改善に向けた自主的な取組みを継続的に行い、健診項目の数値や健診結果の改善につなげるメリットがある。しかしながら、自身の生活習慣に大きな問題はないという認識や、専門家との面接に時間が割かれるのを敬遠するなどの要因から、実施率は伸び悩んでいる。

3 今後の方針

特定健診・特定保健指導のいずれも、受診率・実施率の向上が課題になっていることから、対象者にその意義を認識していただくことが必要である。これまでも、本市の広報紙やホームページにおいて、早期受診を案内する記事を掲載しているが、認識を高めるための啓発・周知を一層進めていくことが重要となる。

特定健診については、より受診しやすい環境を整え、受診率を向上させるため、平成23年度から心電図を追加項目として実施し、受診券の送付時に個別がん検診の受診券を同封しているほか、平成25年度から自己負担金を無料にしており、今年度もこれらの対策を継続する。

また、桑名医師会から特定の月に受診が集中しないような対策を求められていることから、今年度は、三重県国民健康保険団体連合会を通じて委託しているコールセンターによる受診勧奨の実施時期を早める（10月～11月初旬→9月中旬）ほか、市の窓口や医療機関において早期受診を促す内容のポスター掲示を計画している。

特定保健指導についても、利用券に同封するパンフレットについては内容を、興味を引くものにし、電話による利用勧奨を行う上では委託事業者のノウハウをより活用していこうと考えている。

特定健診により自らの健康状態を把握し、特定保健指導により生活習慣を改善することは、自身の健康を向上させるのみならず、全体の約3割を占める生活習慣病関連の医療費の削減にもつながることから、今後も様々な機会をとらえて、受診率・実施率の向上に取り組んでいきたいと考えている。

II. 障害者差別解消法について

1 障害者差別解消法とは

■経緯

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行された。

障害者基本法では、平成16年に「差別の禁止」が、平成23年には「社会的障壁」がそれぞれ規定され、平成25年には障害者差別解消法で「合理的な配慮」が規定された

■目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定め、国の行政機関・地方公共団体等は「障害を理由とする差別（不当な差別的取扱い）」を禁止し、「合理的配慮」を法的義務とした。また、民間事業者には「障害を理由とする差別（不当な差別的取扱い）」を禁止し、「合理的配慮」を努力義務とした。

■概要

1 差別を解消するための措置

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取り組みについて政府全体の方針を示す「基本方針」を策定すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を策定すること。

2 差別を解消するための支援措置

相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等を行うこと。

■障害を理由とする差別（不当な差別的取扱い）とは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいう。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められる。こうした配慮を行わないで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別にあたる。

合理的な配慮の基本的な考え方とは、権利条約において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である。

障害ごとに1つひとつ対応していくことが必要となるため、障害を理由とする差別的取扱いや合理的な配慮の具体例は、職員対応要領を参考にしていきたい。

■相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応している。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしている。

2 現状

- ・平成28年3月1日号の市広報に「考えてみよう、人権のこと」コーナーにて「障害者差別解消法」の記事を掲載

- ・平成28年3月に、桑名市ホームページにて、平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されることや法律の概要、「社会的障壁の例」や「障害を理由とする差別の例」、「合理的配慮の提供の例」を掲載
- ・職員に対して、平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されたことや市ホームページの内容、行政機関では法的義務である「合理的配慮」の例示がされている内閣府の「合理的配慮サーチ集」の内容などの情報を提供
- ・「桑名市職員対応要領」を策定し、市の行政サービスにおける「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供について、市の全ての職員が適切に対応するために必要な事項を定め啓発

3 課題と今後の方針

- ・「桑名市職員対応要領」に基づいて、全職員が「障害を理由とする差別」の禁止と「合理的配慮」について、適切に対応していくことが必要である。
- ・関係各課と連携し、職員研修などにより、障害者差別解消法の趣旨とともに障害特性への理解を深め、各職場においても合理的配慮について検討していくことが必要である。
- ・10月頃に人権推進員を対象に研修会を開催したいと考えている。

(市長からの意見)

- ・健康を意識してランニングをしている人は、2,000万人いると言われている。検診の受診率が低いことを健康への意識が低いと捉えるのは、おこがましい。受診する側の立場に立って考えてもらいたい。

(副市長からの意見)

- ・特定健診は受診料が無料であることがよくない。ガン検診を一緒にするなど受診しやすいようにして、受診者からも負担してもらうべきである。
- ・障害者差別解消法の取組みは、障害福祉課だけではなく、縦割りを打破し、横の連携で取り組んでもらいたい。

2. その他

(1) その他

- ・イクボスのすすめについて（市民安全部）

8月3日(水)に一般企業の方々を対象に「イクボスのすすめ～男性も含めた働き方改革。上司が変われば組織が変わる～」と題して研修会を開催する。部長級・課長級の皆さまには是非ともご出席をお願いしたい。

- ・桑名水郷花火大会について（経済環境部）

7月30日(土)に桑名水郷花火大会が開催される。また、翌日の早朝5時から清掃活動を実施する。どちらもできる限りご出席をお願いしたい。